



2016年2月15日
第580号

1部10円(組合員は組合費に含む)
郵便振替0960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)

発行人 酒井 さとえ

連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

5年ぶり！ついに府・府教委との定期交渉再開！

正常かつ良好な労使関係の形成を求め協定書締結

2月5日、組合は2010年度以来、府・府教委の団交拒否によって開催されなかった定期交渉をエルおおさかで行いました。5年ぶりとなる定期交渉には50名を超える組合員が結集しました。

府が初めて
労使協定書を締結！
交渉前に、組合は1月22日の団体交渉で合意した事項について、組合員の前で府と協定書を締結し、残されていた1本の謝罪文手交(2012年講師雇用継続団交拒否事件)を行いました。協定書には「今後正常かつ良好な労使関係を形成できるよう努める」ことの合意が確認され、定期交渉での建設的な議論が期待されました。

交渉において組合が重点

項目として要求した主なやり取りは以下のとおりです。

「36協定の締結対象者として教員、非常勤を含めること」
少なくとも超勤4項目以外の時間外労働は、36協定の対象として扱うべきであるという組合の要求に対して、府・府教委は、「超勤4項目以外の時間外勤務は命じられない」として、SSCの出退勤記録から明らかになった、月約29時間の時間外勤務を「在郊時間」として回答しました。組合員からは文科省の調査でも、「教員の時間外勤務は残業時間である」とされているにも関わらず、「在校時間」であると主張し、実態を調査しないのでは、5年前の交渉よりも府・府教委の姿勢は後退している、と激しい怒りの声があがりました。



5年ぶりの定期交渉は3時間近くにも及んだ

「再任用者の病休代替を保障すること」

組合は、再任用者が病休取得をしても、その代替が配置されず、必要数に満たない非常勤講師しか配置されていないという職場の実態を報告しました。それに対し府・府教委は、「学校内でやりくりできている」として、「定数を満たすルールはない」としました。再任用は定数内として配置されているにも関わらず、定数法を逸脱した状態を府・府教委は認めるのか、とここでも組合員から激しい怒りの声があがりました。

異動である交流人事が、45歳までしか希望できないとされているため、希望を出すことすらできないとの訴えが、組合員からありました。府・府教委は、「45歳は原則であり、市教委が希望を門前払いする場合は府教委に直接連絡することができる」と回答しました。

その他の回答でも、府・府教委は組合の質問に明確な回答ができず、また、具体的な数値やデータも示すことができず、組合と定期交渉が持たれなかった5年の間に、回答能力が劣化していることが指摘されました。その結果、交渉は時間切れとなり、残された項目については継続交渉となりました。

「希望と納得」を尊重した

異動・交流人事を行うこと、唯一、組合が納得できた回答は、交流人事に関わる件でした。市町村と府立の学校間

酒井さとえ(執行委員長)



最後の1枚となった2012年講師雇用継続団交拒否事件の謝罪文手交の様子

2016年役員・執行委員選挙 期日までに必ず投票を！ 〆切3月2日(水) 17時迄

教育現場の労働者が 誰でも入れる みんなでつくる教育合同

それでも闘いは続く!

～『君が代』不起立処分 人事委員会闘争～

2013年3月、卒業式の「君が代」斉唱時に不起立だったとして戒告処分を受けた組合員の人事委員会闘争に関する報告です。

府教委の怠慢

私は外国にルーツをもつ生徒たちの存在を蔑ろにする府教委の姿勢をただすため、人事委員会に不服申立をし、府教委との書類のやりとり、準備手続きを経て、ようやく4回の口頭審理が、今年1月29日に終了しました。

人事委員会の説明によると、通常は不服申立から1年程度で裁決が出るそうです。しかし、府教委の対応が極端に遅く、1ヶ月程度で提出すべき書類に10ヶ月もかけたり、重要参考人であるはずの当時の校長を処分者（府教委）側の承認として申請しなかったため、申立人（私）側の証人として申請する手続きも必要でした。その結果、私の不服申立からはすでに3年近くが経過しています。さらに最終書面の提出、裁決まであと3ヶ

月以上かかる見込みです。

問題の核心

私の処分は、2012年1月17日から繰り返し発出される、教育長の通達と校長の職務命令に違反したというものです。その教育長通達は2011年6月13日に公布・施行された「国旗国歌条例」を根拠にしています。さらに、2012年3月28日に施行された「職員基本条例」では同一内容の処分を3回受ければ免職となっています。つまり、ふたつの条例がある限り、私の教員生活は風

前の灯火なのです。

闘いの場は大阪地裁へ

これからの私の教員生活、これから教員になる若い世代、そして何よりも外国にルーツをもつ生徒たちの存在を考える時、私の処分撤回だけではなく、上記ふたつの条例に関する違憲性を問い、廃止していかなければなりません。すでに昨年7月9日に、大阪地裁に対して、7人で合同提訴しています。まだまだ、「終わった問題」にする訳にはいきません。増田俊道（執行委員）

文化おちこち

(158)

パリ訪問記 ～COP21と非常事態宣言～ 【第3回】



COP21の前には10万人規模の街頭デモが予定されていましたが、「非常事態宣言」によって禁止され、政府間交渉に圧力をかける重要な機会が失われてしまいました。

しかし、COP21の期間中、NGOや社会運動団体による対抗アクションがいくつか行われ、私も参

加しました。その一つが「グローバル・ヴィレッジ」です。パリの東隣にあるモンロイユ市中心部にテント村が設けられ、2日間で2万8千人が訪れました。

その中のユニークなイベントが「椅子サミット」。企業の税金逃れに加担している銀行から持ち出した(!)196脚の椅子を車座に並べ、世界各国からの参加者に座ってもらい、その真ん中でスピーチ、歌、踊りなどが繰り広げられました。気候変動で被害を蒙っている途上国支援の資金を税金逃れしている銀行や企業に負担させる、という訳です。

COP21が、気候変動の原因を作った先進国の責任を事実上免罪したことに対して、「銀行の椅子」を使って痛烈に批判するというアイデアに本当に感心しました。

寺本勉(高校支部)

おおさかユニオンネットワーク 2016春闘決起集会開催

2月10日、エルおおさかにて、おおさかユニオンネットワークによる『2016春闘決起集会』が開催されました。

特別報告として、大阪労働者弁護団の奥山泰行弁護士から『労働法制改悪の現況と狙い』と題し、安倍政権が打ち出す解雇の自由化、残業代ゼロ法等、労働法制改悪の厳しい状況について解説が行われました。



首都圏青年ユニオン・神部紅さんによる講演

メイン報告として、首都圏青年ユニオン執行委員長・神部紅(じんぶあかい)さんによる、「支配と収奪に抗うた

めに」と題した講演が行われました。首都圏青年ユニオンは、店舗閉鎖・ワンオペ問題の「すき家」や「カフェ・ペローチェ」の雇止め事件などの労働争議に奮闘し、ブラックバイトに悩む学生たちと共に学生ユニオンの結成に力を注いでいます。若者がおかれた労働環境を軸に、運動の現場から報告がありました。「国会前に行くことは出来ても、自分の職場で残業代の請求すら出来ない人たちがたくさんいる」「国民の多数が日常を生きる職場に民主主義を打ち立てよう」と神部さんは呼びかけました。

春闘はこれからが山場です。3月には春闘総行動も予定されています。1日かけ各争議現場を回り、労使関係の正常化を訴えます。組合をあげて春闘総行動に結集しましょう!
大橋裕子(副執行委員長)

当面の日程

2月17日(水)13時半～ 大阪地裁809

「君が代」不起立減給処分取消訴訟

2月20日(土)13時～21日(日)12時 PLP会館 西日本春闘討論集会

2月21日(日)14時～ 梅田ヨドバシカメラ前

戦争法廃止! 辺野古新基地建設反対! 関西大行動

2月27日(土)11時～ 大阪空港北ターミナル

JAL大阪支援共闘定例宣伝行動

*2月中に、講師・臨時職員雇用継続団交が設定されます。詳しい日時後は後日連絡します。最大限の結集をお願いします!!



卒業式の祝辞の定番は「夢を持とう! 努力すれば必ず叶う!」(＝一億総活躍!) 無責任なことを言うべきではない

正確なデータはないが、おそらくそのような夢の実現率は1%に満たないだろう。一方、キング牧師の夢は平等の権利の実現活躍はいろいろな、平凡がいい